

【修正見え消し版】「共済事業向けの総合的な監督指針」 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p><u>II-2-2 支払余力比率の適切性（早期是正措置）</u></p> <p><u>II-2-2-1 意義</u></p> <p><u>II-2-2-2 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-2-3 規則第248条の3第1項に規定する合理性の判断基準</u></p> <p><u>II-2-2-4 命令区分の根拠となる支払余力比率</u></p> <p><u>II-2-2-5 計画の進捗状況の報告等</u></p> <p><u>II-2-2-6 規則第248条の3第3項の運用について</u></p> <p><u>II-2-2-7 その他</u></p> <p><u>II-2-3 早期警戒制度</u></p> <p><u>II-2-4 収益性</u></p> <p><u>II-2-5 市場リスク</u></p> <p><u>II-2-6 流動性リスク</u></p> <p><u>II-2-7 ストレステストの実施</u></p> <p><u>II-2-7-1 意義</u></p> <p><u>II-2-7-2 実施上の留意点</u></p> <p><u>II-2-8 再共済（再保険）に関するリスク管理</u></p> <p><u>II-2-8-1 保有・出再に関するリスク管理</u></p> <p><u>II-2-8-2 受再リスクに関するリスク管理</u></p> <p><u>II-2-8-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-9 仕組開発に係る内部管理態勢</u></p> <p><u>II-2-9-1 意義</u></p> <p><u>II-2-9-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-2-9-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-10 共済引受リスク管理態勢</u></p> <p><u>II-2-10-1 意義</u></p> <p><u>II-2-10-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-2-10-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-11 資産運用リスク管理態勢</u></p> <p><u>II-2-11-1 意義</u></p> <p><u>II-2-11-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-2-11-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-12 出資の安定性・適格性等の確認</u></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(新設)</p> <p><u>II-2-2 早期警戒制度</u></p> <p><u>II-2-3 収益性</u></p> <p><u>II-2-4 市場リスク</u></p> <p><u>II-2-5 流動性リスク</u></p> <p><u>II-2-6 ストレステストの実施</u></p> <p><u>II-2-6-1 意義</u></p> <p><u>II-2-6-2 実施上の留意点</u></p> <p><u>II-2-7 再共済（再保険）に関するリスク管理</u></p> <p><u>II-2-7-1 保有・出再に関するリスク管理</u></p> <p><u>II-2-7-2 受再リスクに関するリスク管理</u></p> <p><u>II-2-7-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-8 仕組開発に係る内部管理態勢</u></p> <p><u>II-2-8-1 意義</u></p> <p><u>II-2-8-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-2-8-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-9 共済引受リスク管理態勢</u></p> <p><u>II-2-9-1 意義</u></p> <p><u>II-2-9-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-2-9-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-10 資産運用リスク管理態勢</u></p> <p><u>II-2-10-1 意義</u></p> <p><u>II-2-10-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-2-10-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-11 出資の安定性・適格性等の確認</u></p>

改正後	現行
<p>II-2-2 支払余力比率の適切性（早期是正措置）</p> <p>II-2-2-1 意義</p> <p>組合は、共済契約者等の信認を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる場合には、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められている。行政庁としても、それを補完する役割を果たすものとして、組合の経営の健全性を確保するため、「共済金等の支払能力の充実を示す比率」という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、組合の経営の早期是正を促していく必要がある。</p> <p>II-2-2-2 監督手法・対応</p> <p>組合の経営の健全性を確保していくための監督手法である早期是正措置については、規則第248条の2及び同第248条の3において、具体的な措置内容等を規定しているところであるが、その運用基準については次のとおりとする。</p> <p>(1) 命令発動の前提となる支払余力比率</p> <p>規則第248条の2に規定する別表第5の区分に係る「支払余力比率に係る区分」は、次の支払余力比率によるものとする。</p> <p>① 事業報告書により報告された支払余力比率</p> <p>② 上記①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえ、当該組合から報告された支払余力比率</p> <p>(2) 規則第248条の2に規定する別表第5の区分に基づく命令</p> <p>① 第1区分の命令及び第2区分の命令の相違</p> <p>第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として支払余力比率200%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。</p> <p>したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に組合の自主性を尊重することとする。</p> <p>第2区分の「次の各号に掲げる共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令」は、支払余力比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該組合の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該組合の意見は踏まえるものの、行政庁の判断によって措置内容を定めることとする。</p> <p>なお、組合が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</p> <p>② 第1区分に係る改善計画の内容</p> <p>「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内に支払余力比率が200%以上の水準を達成する内容の計画とする。</p> <p>③ 第2区分に係る改善計画の内容</p> <p>「共済金等の支払能力の充実に資する措置」とは、支払余力比率が、原則として1年以内に少なくとも100%以上の水準を達成するための措置とする。</p> <p>④ 改善までの期間</p> <p>支払余力比率を改善するための所要期間については上記②及び③を目処とするが、組合が策定する経営改善のための計画等が、当該組合に対する共済契約者等の信認を</p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、共済契約者等の信認を早急に回復する必要がある場合等においては、上記の期間を大幅に縮減する必要があることに留意すること。</p> <p>なお、組合が、規則第248条の3第1項の規定により、その支払余力比率を当該組合が該当する同第248条の2に規定する別表第5の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該組合に対し、当該組合が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超える支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記②及び③の支払余力比率を改善するための所要期間には、下記Ⅱ-2-2-3の支払余力比率が当該組合が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p> <p>Ⅱ-2-2-3 規則第248条の3第1項に規定する合理性の判断基準</p> <p>規則第248条の3第1項の「支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>組合の業務の健全かつ適切な運営を図り、当該組合に対する共済契約者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、支払余力比率が、原則として3カ月以内に当該組合が該当する規則第248条の2に規定する別表第5の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p> <p>Ⅱ-2-2-4 命令区分の根拠となる支払余力比率</p> <p>規則第248条の2及び同第248条の3第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる支払余力比率までに係る同表の区分（非対象区分を除く。）の下欄に掲げる命令」は、原則として3カ月後に確実に見込まれる支払余力比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。</p> <p>Ⅱ-2-2-5 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の命令を行った組合にあつては、その後支払余力比率が100%以上200%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。</p> <p>また、組合が、規則第248条の3第1項の規定により、その支払余力比率を当該組合が該当する規則第248条の2に規定する別表第5の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該組合に対し、当該組合が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超える支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該組合の支払余力比率が、当該組合が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る支払余力比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。</p> <p>Ⅱ-2-2-6 規則第248条の3第3項の運用について</p> <p>規則第248条の3第3項に該当する場合に、組合に対して行う命令には第3区分の命令を</p>	

改正後	現行
<p>含むこととされているが、実質資産負債差額から、満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、流動性資産（注）が確保されている場合には、原則として同区分の命令は発出ししないものとする。</p> <p>ただし、解約の状況や流動性資産の確保の状況等を総合的に勘案し、必要があると認められる場合には、共済契約管理の徹底、流動性の補完、資本の増強等につき業務改善命令を発出することがあることに留意するものとする。</p> <p>（注）流動性資産：現預金、コールローン、売買目的有価証券、その他有価証券（市場性がないもの及び保有目的等から直ちに売却等が困難なものを除く。）</p> <p>Ⅱ-2-2-7 その他</p> <p>（1）規則第248条の2及び同第248条の3の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</p> <p>（2）支払余力比率が100%未満の組合に対しては、原則として規則第248条の3第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可）を提出させるものとする。</p> <p>（3）早期是正措置は、支払余力比率が組合の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、早期是正措置の発動を免れるための意図的な支払余力比率の操作を行うといったことがないよう組合に十分留意させることとする。</p> <p>（4）組合の経営の健全性確保のため、組合員に対する利用分量割戻し及び契約者割戻しを出資金とし、出資金等の増額をはかる場合には、組合員の承諾を得る必要があることを組合に十分に留意させることとする。</p> <p>Ⅱ-2-3 早期警戒制度</p> <p>組合の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第94条の2第3項に基づき、支払余力比率による「早期是正措置」が定められているところであり、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。</p> <p>このため、収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクに着目した行政上の予防的・総合的な措置（早期警戒制度）を講ずることにより、組合の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p>	<p>Ⅱ-2-2 早期警戒制度</p> <p>組合は、共済契約者等の信認を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる場合には、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められている。所管行政庁としても、それを補完する役割を果たすものとして、組合の経営の健全性を確保するため、「共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率」という客観的な基準を用い、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組を促していく必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、市場リスク、流動性リスクに着目した行政上の予防的・総合的な措置（早期警戒制度）を講ずることにより、組合の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>なお、「早期是正措置」に関する基準は、共済契約者等への十分な周知期間並びに各都道府県及び各組合における健全性の基準への対応のために必要な準備期間を設ける観点から、経済動向等も見極めつつ、平成25年3月期末決算から適用することを基本としている。</p> <p>このため、「早期是正措置」に関する基準を定める以前においても、この基準が定められた以後の組合の経営の健全性確保も視野に入れ、組合の出資金及び法定準備金等の積み増しを促していくものとする。</p> <p>（注）出資金等の増額をはかるため組合員に対する利用分量割戻金及び契約者割戻しについては、組合員の承諾を得て、これを出資金とするよう留意すること。</p>

改正後	現行
<p> Ⅱ-2-4 収益性 Ⅱ-2-5 市場リスク Ⅱ-2-6 流動性リスク Ⅱ-2-7 ストレステストの実施 Ⅱ-2-7-1 意義 Ⅱ-2-7-2 実施上の留意点 Ⅱ-2-8 再共済（再保険）に関するリスク管理 Ⅱ-2-8-1 保有・出再に関するリスク管理 Ⅱ-2-8-2 受再リスクに関するリスク管理 Ⅱ-2-8-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-9 仕組開発に係る内部管理態勢 Ⅱ-2-9-1 意義 Ⅱ-2-9-2 主な着眼点 Ⅱ-2-9-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-10 共済引受リスク管理態勢 Ⅱ-2-10-1 意義 Ⅱ-2-10-2 主な着眼点 Ⅱ-2-10-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-11 資産運用リスク管理態勢 Ⅱ-2-11-1 意義 Ⅱ-2-11-2 主な着眼点 (1) 長期共済事業組合、短期共済事業組合に共通の事項 ⑤ 他の組合に対する貸付け ア (略) イ <u>不動産等を担保とした場合で、当該担保の価値が減少した場合は、担保の追加差し入れを求めているか。</u> ウ <u>審査・管理の充実強化のための措置が講じられているか。また、担当部門間の相互牽制機能は発揮されているか。</u> エ <u>債務者管理を適切に行うための措置が講じられているか。また、与信に当たり債務者の事業計画、返済計画、返済財源、資金使途、投資効果、保全面等が審査項目とされているか。</u> オ <u>迂回融資、名義分割、架空名義等不適正な取扱いを排除する措置が講じられているか。</u> カ <u>貸付け等に係る損失の算定、処理は適正に行われているか。</u> Ⅱ-2-11-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-12 出資の安定性・適格性等の確認 Ⅲ-2-7 支払余力比率の計算 <u>支払余力比率の正確性等については、規則第166条の2及び第166条の3の規定に基づき、告示第4条の3から第4条の5までの規定の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起する</u> </p>	<p> Ⅱ-2-3 収益性 Ⅱ-2-4 市場リスク Ⅱ-2-5 流動性リスク Ⅱ-2-6 ストレステストの実施 Ⅱ-2-6-1 意義 Ⅱ-2-6-2 実施上の留意点 Ⅱ-2-7 再共済（再保険）に関するリスク管理 Ⅱ-2-7-1 保有・出再に関するリスク管理 Ⅱ-2-7-2 受再リスクに関するリスク管理 Ⅱ-2-7-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-8 仕組開発に係る内部管理態勢 Ⅱ-2-8-1 意義 Ⅱ-2-8-2 主な着眼点 Ⅱ-2-8-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-9 共済引受リスク管理態勢 Ⅱ-2-9-1 意義 Ⅱ-2-9-2 主な着眼点 Ⅱ-2-9-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-10 資産運用リスク管理態勢 Ⅱ-2-10-1 意義 Ⅱ-2-10-2 主な着眼点 (1) 長期共済事業組合、短期共済事業組合に共通の事項 ⑤ 他の組合に対する貸付け ア (略) イ 担保の価値が減少した場合は、担保の追加差し入れを求めているか。 Ⅱ-2-10-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-11 出資の安定性・適格性等の確認 Ⅲ-2-7 支払余力比率の計算 <u>支払余力比率の事業報告書への記載は、共済契約者等への十分な周知期間並びに各都道府県及び各組合における健全性の基準への対応のために必要な準備期間を設ける観点から、経済動向等も見極めつつ、平成24年3月期末決算から義務付けることを基</u> </p>

改正後	現行
<p><u>ものとする。</u></p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>IV—共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等</p> <p>—(2) 保険法対応</p> <p>平成22年4月に施行された保険法においては、共済契約に関する法制について、共済契約締結に際しての告知、共済金給付の履行期等に関する共済契約者等の保護に資するための規定の整備等がなされているところである。</p> <p>当該保険法は、共済金給付の履行期等において共済契約者等に不利な共済事業規約の内容を無効とする片面的強行規定が盛り込まれたこと及び保険法施行前に締結されている共済契約にも適用される規定があること等から、組合においては、「<u>II—2—9—住組開発に係る内部管理態勢</u>」の(5)⑩に示すとおり、保険法制定の趣旨を踏まえ、共済事業規約の規定内容等を検証した上で認可申請を行う必要がある。</p> <p>また、行政庁においても、組合から共済事業規約の認可申請が行われた場合には、保険法の規定に沿った共済事業規約かどうか、共済契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、共済契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等の確認を行う必要がある。</p> <p>IV—2 共済数理</p> <p>IV—2—1 共済掛金</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 予定事業費率（事業費の割引を含む。）の設定については、共済の種類間の公平性が損なわれておらず、事業費の支出見込額に対して妥当なものとなっているか。</p> <p>(注) 組合が、経営の収支状況については常時配慮するとともに、事務費の用途について明確かつ適正を期しているかに留意する必要がある。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>本としているが、当該比率の正確性等については、規則第166条の2及び第166条の3の規定に基づき、告示第4条の3から第4条の5までの規定の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>IV—共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等</p> <p>—(2) 保険法対応</p> <p>平成22年4月に施行された保険法においては、共済契約に関する法制について、共済契約締結に際しての告知、共済金給付の履行期等に関する共済契約者等の保護に資するための規定の整備等がなされているところである。</p> <p>当該保険法は、共済金給付の履行期等において共済契約者等に不利な共済事業規約の内容を無効とする片面的強行規定が盛り込まれたこと及び保険法施行前に締結されている共済契約にも適用される規定があること等から、組合においては、「<u>II—2—8—住組開発に係る内部管理態勢</u>」の(5)⑩に示すとおり、保険法制定の趣旨を踏まえ、共済事業規約の規定内容等を検証した上で認可申請を行う必要がある。</p> <p>また、行政庁においても、組合から共済事業規約の認可申請が行われた場合には、保険法の規定に沿った共済事業規約かどうか、共済契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、共済契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等の確認を行う必要がある。</p> <p>IV—2 共済数理</p> <p>IV—2—1 共済掛金</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 予定事業費率（事業費の割引を含む。）の設定については、共済の種類間の公平性が損なわれておらず、事業費の支出見込額に対して妥当なものとなっているか。</p> <p>(注) 組合が、経営の収支状況については常時配慮するとともに、事務費の用途について明確かつ適正を期しているかに留意する必要がある。</p> <p><u>当該事業年度における共済掛金総収入額に対する共済事業関係事務費支出額の割合は、原則として3割以内とし、事業開始当初又は新規共済事業開始その他事情止むを得ない場合でも5割をこえることのないよう留意する。</u></p> <p>(7) (略)</p>

【修正版】「共済事業向けの総合的な監督指針」 新旧対照表

改正後	現 行
目 次	目 次
<p><u>II-2-2 支払余力比率の適切性（早期是正措置）</u></p> <p><u>II-2-2-1 意義</u></p> <p><u>II-2-2-2 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-2-3 規則第248条の3第1項に規定する合理性の判断基準</u></p> <p><u>II-2-2-4 命令区分の根拠となる支払余力比率</u></p> <p><u>II-2-2-5 計画の進捗状況の報告等</u></p> <p><u>II-2-2-6 規則第248条の3第3項の運用について</u></p> <p><u>II-2-2-7 その他</u></p> <p><u>II-2-3 早期警戒制度</u></p> <p><u>II-2-4 収益性</u></p> <p><u>II-2-5 市場リスク</u></p> <p><u>II-2-6 流動性リスク</u></p> <p><u>II-2-7 ストレステストの実施</u></p> <p><u>II-2-7-1 意義</u></p> <p><u>II-2-7-2 実施上の留意点</u></p> <p><u>II-2-8 再共済（再保険）に関するリスク管理</u></p> <p><u>II-2-8-1 保有・出再に関するリスク管理</u></p> <p><u>II-2-8-2 受再リスクに関するリスク管理</u></p> <p><u>II-2-8-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-9 仕組開発に係る内部管理態勢</u></p> <p><u>II-2-9-1 意義</u></p> <p><u>II-2-9-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-2-9-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-10 共済引受リスク管理態勢</u></p> <p><u>II-2-10-1 意義</u></p> <p><u>II-2-10-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-2-10-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-11 資産運用リスク管理態勢</u></p> <p><u>II-2-11-1 意義</u></p> <p><u>II-2-11-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-2-11-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-12 出資の安定性・適格性等の確認</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>II-2-2 早期警戒制度</u></p> <p><u>II-2-3 収益性</u></p> <p><u>II-2-4 市場リスク</u></p> <p><u>II-2-5 流動性リスク</u></p> <p><u>II-2-6 ストレステストの実施</u></p> <p><u>II-2-6-1 意義</u></p> <p><u>II-2-6-2 実施上の留意点</u></p> <p><u>II-2-7 再共済（再保険）に関するリスク管理</u></p> <p><u>II-2-7-1 保有・出再に関するリスク管理</u></p> <p><u>II-2-7-2 受再リスクに関するリスク管理</u></p> <p><u>II-2-7-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-8 仕組開発に係る内部管理態勢</u></p> <p><u>II-2-8-1 意義</u></p> <p><u>II-2-8-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-2-8-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-9 共済引受リスク管理態勢</u></p> <p><u>II-2-9-1 意義</u></p> <p><u>II-2-9-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-2-9-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-10 資産運用リスク管理態勢</u></p> <p><u>II-2-10-1 意義</u></p> <p><u>II-2-10-2 主な着眼点</u></p> <p><u>II-2-10-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>II-2-11 出資の安定性・適格性等の確認</u></p>

改正後	現行
<p>II-2-2 支払余力比率の適切性（早期是正措置）</p> <p>II-2-2-1 意義</p> <p>組合は、共済契約者等の信認を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる場合には、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められている。行政庁としても、それを補完する役割を果たすものとして、組合の経営の健全性を確保するため、「共済金等の支払能力の充実を示す比率」という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、組合の経営の早期是正を促していく必要がある。</p> <p>II-2-2-2 監督手法・対応</p> <p>組合の経営の健全性を確保していくための監督手法である早期是正措置については、規則第248条の2及び同第248条の3において、具体的な措置内容等を規定しているところであるが、その運用基準については次のとおりとする。</p> <p>(1) 命令発動の前提となる支払余力比率</p> <p>規則第248条の2に規定する別表第5の区分に係る「支払余力比率に係る区分」は、次の支払余力比率によるものとする。</p> <p>① 事業報告書により報告された支払余力比率</p> <p>② 上記①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえ、当該組合から報告された支払余力比率</p> <p>(2) 規則第248条の2に規定する別表第5の区分に基づく命令</p> <p>① 第1区分の命令及び第2区分の命令の相違</p> <p>第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として支払余力比率200%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。</p> <p>したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に組合の自主性を尊重することとする。</p> <p>第2区分の「次の各号に掲げる共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令」は、支払余力比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該組合の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該組合の意見は踏まえるものの、行政庁の判断によって措置内容を定めることとする。</p> <p>なお、組合が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</p> <p>② 第1区分に係る改善計画の内容</p> <p>「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内に支払余力比率が200%以上の水準を達成する内容の計画とする。</p> <p>③ 第2区分に係る改善計画の内容</p> <p>「共済金等の支払能力の充実に資する措置」とは、支払余力比率が、原則として1年以内に少なくとも100%以上の水準を達成するための措置とする。</p> <p>④ 改善までの期間</p> <p>支払余力比率を改善するための所要期間については上記②及び③を目処とするが、組合が策定する経営改善のための計画等が、当該組合に対する共済契約者等の信認を</p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、共済契約者等の信認を早急に回復する必要がある場合等においては、上記の期間を大幅に縮減する必要があることに留意すること。</p> <p>なお、組合が、規則第248条の3第1項の規定により、その支払余力比率を当該組合が該当する同第248条の2に規定する別表第5の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該組合に対し、当該組合が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超える支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記②及び③の支払余力比率を改善するための所要期間には、下記Ⅱ-2-2-3の支払余力比率が当該組合が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p> <p>Ⅱ-2-2-3 規則第248条の3第1項に規定する合理性の判断基準</p> <p>規則第248条の3第1項の「支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>組合の業務の健全かつ適切な運営を図り、当該組合に対する共済契約者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、支払余力比率が、原則として3カ月以内に当該組合が該当する規則第248条の2に規定する別表第5の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p> <p>Ⅱ-2-2-4 命令区分の根拠となる支払余力比率</p> <p>規則第248条の2及び同第248条の3第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる支払余力比率までに係る同表の区分（非対象区分を除く。）の下欄に掲げる命令」は、原則として3カ月後に確実に見込まれる支払余力比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。</p> <p>Ⅱ-2-2-5 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の命令を行った組合にあつては、その後支払余力比率が100%以上200%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。</p> <p>また、組合が、規則第248条の3第1項の規定により、その支払余力比率を当該組合が該当する規則第248条の2に規定する別表第5の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該組合に対し、当該組合が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超える支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該組合の支払余力比率が、当該組合が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る支払余力比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。</p> <p>Ⅱ-2-2-6 規則第248条の3第3項の運用について</p> <p>規則第248条の3第3項に該当する場合に、組合に対して行う命令には第3区分の命令を</p>	

改正後	現行
<p>含むこととされているが、実質資産負債差額から、満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、流動性資産（注）が確保されている場合には、原則として同区分の命令は発出ししないものとする。</p> <p>ただし、解約の状況や流動性資産の確保の状況等を総合的に勘案し、必要があると認められる場合には、共済契約管理の徹底、流動性の補完、資本の増強等につき業務改善命令を発出することがあることに留意するものとする。</p> <p>（注）流動性資産：現預金、コールローン、売買目的有価証券、その他有価証券（市場性がないもの及び保有目的等から直ちに売却等が困難なものを除く。）</p> <p>Ⅱ-2-2-7 その他</p> <p>（1）規則第248条の2及び同第248条の3の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</p> <p>（2）支払余力比率が100%未満の組合に対しては、原則として規則第248条の3第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可）を提出させるものとする。</p> <p>（3）早期是正措置は、支払余力比率が組合の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、早期是正措置の発動を免れるための意図的な支払余力比率の操作を行うといったことがないよう組合に十分留意させることとする。</p> <p>（4）組合の経営の健全性確保のため、組合員に対する利用分量割戻し及び契約者割戻しを出資金とし、出資金等の増額をはかる場合には、組合員の承諾を得る必要があることを組合に十分に留意させることとする。</p> <p>Ⅱ-2-3 早期警戒制度</p> <p>組合の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第94条の2第3項に基づき、支払余力比率による「早期是正措置」が定められているところであり、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。</p> <p>このため、収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクに着目した行政上の予防的・総合的な措置（早期警戒制度）を講ずることにより、組合の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p>	<p>Ⅱ-2-2 早期警戒制度</p> <p>組合は、共済契約者等の信認を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる場合には、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められている。所管行政庁としても、それを補完する役割を果たすものとして、組合の経営の健全性を確保するため、「共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率」という客観的な基準を用い、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組を促していく必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、市場リスク、流動性リスクに着目した行政上の予防的・総合的な措置（早期警戒制度）を講ずることにより、組合の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>なお、「早期是正措置」に関する基準は、共済契約者等への十分な周知期間並びに各都道府県及び各組合における健全性の基準への対応のために必要な準備期間を設ける観点から、経済動向等も見極めつつ、平成25年3月期末決算から適用することを基本としている。</p> <p>このため、「早期是正措置」に関する基準を定める以前においても、この基準が定められた以後の組合の経営の健全性確保も視野に入れ、組合の出資金及び法定準備金等の積み増しを促していくものとする。</p> <p>（注）出資金等の増額をはかるため組合員に対する利用分量割戻金及び契約者割戻しについては、組合員の承諾を得て、これを出資金とするよう留意すること。</p>

改正後	現行
<p> Ⅱ-2-4 収益性 Ⅱ-2-5 市場リスク Ⅱ-2-6 流動性リスク Ⅱ-2-7 ストレステストの実施 Ⅱ-2-7-1 意義 Ⅱ-2-7-2 実施上の留意点 Ⅱ-2-8 再共済（再保険）に関するリスク管理 Ⅱ-2-8-1 保有・出再に関するリスク管理 Ⅱ-2-8-2 受再リスクに関するリスク管理 Ⅱ-2-8-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-9 仕組開発に係る内部管理態勢 Ⅱ-2-9-1 意義 Ⅱ-2-9-2 主な着眼点 Ⅱ-2-9-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-10 共済引受リスク管理態勢 Ⅱ-2-10-1 意義 Ⅱ-2-10-2 主な着眼点 Ⅱ-2-10-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-11 資産運用リスク管理態勢 Ⅱ-2-11-1 意義 Ⅱ-2-11-2 主な着眼点 (1) 長期共済事業組合、短期共済事業組合に共通の事項 ⑤ 他の組合に対する貸付け ア (略) イ <u>不動産等を担保とした場合で、当該担保の価値が減少した場合は、担保の追加差し入れを求めているか。</u> ウ <u>審査・管理の充実強化のための措置が講じられているか。また、担当部門間の相互牽制機能は発揮されているか。</u> エ <u>債務者管理を適切に行うための措置が講じられているか。また、与信に当たり債務者の事業計画、返済計画、返済財源、資金使途、投資効果、保全面等が審査項目とされているか。</u> オ <u>迂回融資、名義分割、架空名義等不適正な取扱いを排除する措置が講じられているか。</u> カ <u>貸付け等に係る損失の算定、処理は適正に行われているか。</u> Ⅱ-2-11-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-12 出資の安定性・適格性等の確認 Ⅲ-2-7 支払余力比率の計算 <u>支払余力比率の正確性等については、規則第166条の2及び第166条の3の規定に基づき、告示第4条の3から第4条の5までの規定の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起する</u> </p>	<p> Ⅱ-2-3 収益性 Ⅱ-2-4 市場リスク Ⅱ-2-5 流動性リスク Ⅱ-2-6 ストレステストの実施 Ⅱ-2-6-1 意義 Ⅱ-2-6-2 実施上の留意点 Ⅱ-2-7 再共済（再保険）に関するリスク管理 Ⅱ-2-7-1 保有・出再に関するリスク管理 Ⅱ-2-7-2 受再リスクに関するリスク管理 Ⅱ-2-7-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-8 仕組開発に係る内部管理態勢 Ⅱ-2-8-1 意義 Ⅱ-2-8-2 主な着眼点 Ⅱ-2-8-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-9 共済引受リスク管理態勢 Ⅱ-2-9-1 意義 Ⅱ-2-9-2 主な着眼点 Ⅱ-2-9-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-10 資産運用リスク管理態勢 Ⅱ-2-10-1 意義 Ⅱ-2-10-2 主な着眼点 (1) 長期共済事業組合、短期共済事業組合に共通の事項 ⑤ 他の組合に対する貸付け ア (略) イ 担保の価値が減少した場合は、担保の追加差し入れを求めているか。 Ⅱ-2-10-3 監督手法・対応 Ⅱ-2-11 出資の安定性・適格性等の確認 Ⅲ-2-7 支払余力比率の計算 <u>支払余力比率の事業報告書への記載は、共済契約者等への十分な周知期間並びに各都道府県及び各組合における健全性の基準への対応のために必要な準備期間を設ける観点から、経済動向等も見極めつつ、平成24年3月期末決算から義務付けることを基</u> </p>

改正後	現行
<p><u>ものとする。</u></p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>IV-2 共済数理 IV-2-1 共済掛金 (1) ~ (5) (略) (6) 予定事業費率（事業費の割引を含む。）の設定については、共済の種類間の公平性が損なわれておらず、事業費の支出見込額に対して妥当なものとなっているか。 （注）組合が、経営の収支状況については常時配慮するとともに、事務費の用途について明確かつ適正を期しているかに留意する必要がある。</p> <p>(7) (略)</p>	<p><u>本としているが、当該比率の正確性等については、規則第166条の2及び第166条の3の規定に基づき、告示第4条の3から第4条の5までの規定の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。</u></p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>IV-2 共済数理 IV-2-1 共済掛金 (1) ~ (5) (略) (6) 予定事業費率（事業費の割引を含む。）の設定については、共済の種類間の公平性が損なわれておらず、事業費の支出見込額に対して妥当なものとなっているか。 （注）組合が、経営の収支状況については常時配慮するとともに、事務費の用途について明確かつ適正を期しているかに留意する必要がある。 <u>当該事業年度における共済掛金総収入額に対する共済事業関係事務費支出額の割合は、原則として3割以内とし、事業開始当初又は新規共済事業開始その他事情止むを得ない場合でも5割をこえることのないよう留意する。</u></p> <p>(7) (略)</p>